地方税法２９４条第1項第4号（寮等）非該当事由申告書

令和　　年　　月　　日

草津町長　　様

住　　所

　法 人 名

代表者名

回答者名

所属部署

電話番号

次のとおり非該当である事由を申告します。

□既に当該物件を売却等により所有していない。

（売買契約書等、所有していないことが分かる書面等の写しを添付）

□賃貸により他に貸し付けている。

（賃貸契約書等の写しを添付）

□不動産業者等で商品（棚卸資産）として保有している。

（棚卸資産台帳・販売広告等の写しを添付）

□所有しているが、寮等（寮・宿泊所・クラブ・保養所等）にはあたらない

**寮等（寮・宿泊所・クラブ・保養所等）にあたらない具体的な理由**

※個人で使用している場合には、使用者に個人の住民税（町県民税）均等割が課されます。

・提出にあたり、非該当であることが証明できる書類等を添付してください。

・非該当事由の確認のため、地方税法第298条の規定により物件の検査を行う場合がありますのでご承知おきくださいますようお願いします。

・本申告書は地方税法第317条の2第9項の規定に基づきご提出（申告）いただくものであり、同法第317条の4では虚偽申告に係る罰則規定が設けられていることを申し添えさせていただきます。